

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ゼリア新薬工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊部 幸顕
(コード番号 4559 東証第一部)
問合せ先 取締役広報部長 森山 茂
(TEL 03 - 3661 - 1039)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

変更案第 10 条(単元未満株式を有する株主の権利)

単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。

変更案第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

変更案第 26 条(取締役会の決議の方法)

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第 370 条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

変更案第 30 条(社外取締役との責任限定契約)・同 40 条(社外監査役との責任限定契約)

社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

なお、上記変更案第 30 条を議案として付議することにつきましては監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (2) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第 4 条(機関)および同 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

- (3) 事業年度における取締役の職務の執行状況を明確にし、株主の皆様の取締役の信を問う機会を増やすため取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することにつき、変更案第 22 条(取締役の任期)のとおり所要の変更を行うものであります。

- (4) 「会社法」の施行に伴い、変更案第 11 条（株主名簿管理人）のとおり所要の変更を行うとともに、この機会に企業統治の基本的事項につき明記するために、変更案第 25 条（取締役会の招集通知）同 27 条（取締役会の議事録）同 28 条（取締役会規程）同 36 条（監査役会の決議方法）同 37 条（監査役会の議事録）および同 38 条（監査役会規程）を新設するものであります。
- (5) 薬事法、食品衛生法施行規則に定義されている用語の変更に伴い、変更案第 2 条（目的）のとおり用語の変更を行うものであります。
- (6) その他、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句および条数の変更を行うものであります。
- (7) 上記（3）変更案第 22 条（取締役の任期）については、定款変更後選任された取締役について適用するものとし、その旨付則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

別紙

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 . (略) 2 . 化粧品、健康食品、<u>栄養食品</u>、酒精飲料、清涼飲料、食品添加物、飼料、肥料、衛生雑貨、<u>医療用具</u>、<u>医療用機械器具</u>、健康機器、衛生設備機器、美容器具、測定機器、分析機器の製造、販売および輸出入。 3 . (略) 25 . (新設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は<u>電子公告により行う</u>。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、1 億 1,986 万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p> <p>第 6 条 (取締役会決議による自己株式の買受け)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>2 . 化粧品、健康食品、酒精飲料、清涼飲料、食品添加物、飼料、肥料、衛生雑貨、<u>医療機器</u>、健康機器、衛生設備機器、美容器具、測定機器、分析機器の製造、販売および輸出入。 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1 . <u>取締役会</u> 2 . <u>監査役</u> 3 . <u>監査役会</u> 4 . <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は<u>電子公告とする</u>。ただし、電子公告によることができない<u>事故その他</u>のやむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1 億 1,986 万株とする。 (削除)</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (取締役会決議による自己の株式の取得)</p>

当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

第 7 条（1 単元の株式数および単元未満株券の不発行）

当社の 1 単元の株式数は 1,000 株とする。

当社は、1 単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

（新設）

第 8 条（名義書換代理人）

当社は株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

第 9 条（基準日）

当社は毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ）もって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載された株主、または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）

当社の単元株式数は 1,000 株とする。

当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

第 10 条（単元未満株式を有する株主の権利）

当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第 11 条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

（削除）

録質権者とすることができる。

第 10 条 (株式取扱規則)

当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱およびその手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 11 条 (招集)

当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会はその必要あるとき随時招集する。

(新設)

(新設)

第 12 条 (議決権の代理行使)

株主は当社の議決権を行使しうる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

前項の場合において、その株主または代理人はその代理権を証する書面を株主総会開会前に当会社に提出しなければならない。

第 13 条 (招集権者および議長)

株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

第 14 条 (決議の方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

第 15 条 (議事録)

株主総会の議事はその経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席し

第 12 条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招集)

(現行どおり)

当社の株主総会は東京都区内において開催する。

第 14 条 (基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

前項の場合において、その株主または代理人はその代理権を証明する書面を株主総会開会前に当会社に提出しなければならない。

第 16 条 (招集権者および議長)

(現行どおり)

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 (議事録)

株主総会の議事はその経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項につ

た取締役が記名押印して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

(新設)

第4章 取締役および取締役会

第16条(取締役の員数)

当社の取締役は25名以内とする。

第17条(取締役の選任)

取締役は株主総会において選任する。

前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第18条(取締役の任期)

取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

第19条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議をもって代表取締役1名以上を定める。

代表取締役は各自会社を代表する。

取締役会は、その議決をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第20条(取締役会の招集)

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

いては、これを議事録に記載または記録する。

第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第20条(取締役の員数)

(現行どおり)

第21条(取締役の選任)

(現行どおり)

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

第22条(取締役の任期)

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

第23条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(削除)

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

<p><u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし緊急を要するときは、さらにこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第25条(取締役会の招集通知)</u> <u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし緊急を要するときは、さらにこれを短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条(取締役会の決議の方法)</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第27条(取締役会の議事録)</u> <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>前条第2項の要件を充たす決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第28条(取締役会規程)</u> <u>取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p><u>第21条(取締役の報酬)</u> <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><u>第29条(取締役の報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結す</u></p>

<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 22 条 (監査役の員数) 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>第 23 条 (監査役の選任) 監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第 24 条 (監査役の任期) 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 25 条 (監査役会の招集) 監査役会は各監査役がこれを招集する。 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。ただし緊急を要するときは、さらにこれを短縮することができる。 (新設)</p> <p>第 26 条 (常勤監査役) <u>監査役は互選をもって常勤監査役を定める。</u> (新設) (新設) (新設)</p>	<p><u>ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 (監査役の員数) (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (監査役の選任) (現行どおり) 前項の選任決議は<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 33 条 (監査役の任期) 監査役の任期は<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 34 条 (監査役会の招集) (現行どおり) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条 (常勤監査役) 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第 36 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 37 条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 38 条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規</u></p>
--	---

<p>第 27 条 (監査役の報酬)</p> <p>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 28 条 (営業年度)</p> <p>当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、その末日を決算期とする。</p> <p>第 29 条 (利益配当金)</p> <p>利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>第 30 条 (中間配当)</p> <p>当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下、中間配当という。) をすることができる。</p> <p>第 31 条 (除斥期間)</p> <p>利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは当社はその支払いの義務を免れることができる。</p> <p>前項の未払配当金には利息を付けない。</p> <p>(新設)</p>	<p>程による。</p> <p>第 39 条 (監査役報酬等)</p> <p>監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 40 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 41 条 (事業年度および決算期)</p> <p>当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。</p> <p>第 42 条 (剰余金配当の基準日)</p> <p>当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第 43 条 (中間配当の基準日)</p> <p>当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 44 条 (配当金の除斥期間)</p> <p>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p> <p>付則</p> <p>本定款第 22 条 (取締役の任期) は定款変更後に選任された取締役について適用するものとし、定款変更前に選任された取締役の任期については従前の規定による。</p>
--	--

(注) 上記変更案は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言の修正を行うことがあります。

以 上